

# 生命保険料控除について

## ～保険料控除申告書の記入方法～

### 生命保険料控除 Q&A

#### Q1 いつ頃控除証明書が届きますか？

- A1 個別取扱は10月上旬、団体(集団)取扱は9月中旬より順次発送いたします。  
注1) 契約月が9月以降となる新規契約や保険料のお払い込み方法によっては、上記スケジュールにあてはまらない場合がございます。  
また、保険料のお払い込み方法により、控除証明書を弊社よりお勤め先にお送りする場合がございます。  
注2) 一時払いは、毎年の証明ではなく、払い込んだ年のみの証明となります。

#### Q2 保険料負担者(口座名義人)が契約者本人でない場合、保険料負担者の申告に使用できますか？

- A2 保険料を実際に負担した人が、生命保険料控除の申告をすることができます。  
申告の際には、弊社よりお送りしている保険契約者様宛の控除証明書をご利用いただけます。税務署より質問された場合には、保険料振替口座の通帳を提示するなど、保険料負担者(口座名義人)がわかるようにご説明いただきますようお願いいたします。  
※生命保険料控除証明書は保険契約者様名義で発行しております。生命保険料控除証明書に保険料負担者様の記載をご希望の場合、但し書きにて保険料負担者様を記載し、再発行いたしますので、弊社コールセンターまでご連絡ください。

#### Q3 改姓・改名により生命保険料控除証明書の名前が違っていています。このままでも申告時に使用できますか？

- A3 改姓・改名されている場合でも、お手元の改姓前の生命保険料控除証明書でご申告いただけます。  
なお、改姓・改名の手続きはご契約者様専用サイト「アフラック よりそネット」でお申し出いただくか、コールセンターまでご連絡ください。

#### Q4 生命保険料控除証明書の旧制度が適用された保険料も申告に利用できますか？

- A4 ご利用いただけます。新制度が施行された平成24年(2012年)以降も、旧制度が適用されているご契約にかかる保険料は、旧制度の「一般生命保険料」または「個人年金保険料」として申告することができます。

#### Q5 控除証明書の再発行は可能ですか？

- A5 以下の3つの方法にて承っております。



ご契約者様専用サイト「アフラック よりそネット」

<https://www.aflac.co.jp/canet/>

控除証明書の再発行のほか、ご契約内容の確認、各種お手続きのお申し出がスマートフォン・パソコンからお手軽に行えます。

\*ご契約者様専用サイト「アフラック よりそネット」での控除証明再発行の受付は9月～翌3月までとなります。  
\*国税庁への電子申告(e-Tax)でご利用可能なデータを提供しています。電子申告では、内容を入力送信することで本証明書の添付を省略することもできます。

スマートフォンは  
こちらから



ほっとサービス24 0120-555-844 (24時間自動音声応答サービス)

24時間自動音声応答サービスとは、生命保険料控除証明書や「ご契約内容のお知らせ」の発行、パンフレットの請求を24時間自動音声応答にて受け付け、ご登録のご住所へ郵送するサービスです。(本サービスのご利用および保険契約内容についてのお問い合わせは、プライバシー保護のため、保険契約者ご本人様からお願いいたします)  
\*お電話のおかけ間違いにご注意ください。



コールセンター 0120-555-725

受付時間:月～金曜日および第2・4土曜日(祝日を除く) 9:00～17:00

\*休日明けは電話が込み合う場合がございます。ご契約の保険についてのお問い合わせは保険契約者ご本人様からご連絡ください。

「保険料控除申告書の記入方法」については、裏面を参照ください。

※税務の詳細な内容や法人の場合の税法上のお取り扱いについては、税理士や所轄の税務署にご確認ください。

お問い合わせ、お申込みは  
〈募集代理店〉(アフラックは代理店制度を採用しております)

記載の内容は、掲載日現在の税制によるものです。今後の税制改正によって変更となる場合がありますのでご注意ください。個別のお取扱等については、所轄の税務署もしくは税理士等にご相談ください。

引受保険会社



アフラック

〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル  
URL:<https://www.aflac.co.jp/>  
弊社保険に関するお問い合わせ・各種お手続き  
コールセンター 0120-5555-95

# 保険料控除申告書の記入方法について

給与所得者の保険料控除申告書は、  
下記申告書の記入手順のSTEP①～STEP⑥に従って  
ご記入ください。

## 【申告書の記入手順】

一般の生命保険料 欄の番号を例として記載しています

**STEP ①** 契約の基本情報を確認し、記入する  
「保険会社名」、「保険種類」、「保険期間または、年金支払期間」、「契約者氏名」、「受取人氏名」、「続柄」を記入する  
※受取人は保険証券、ご契約者様専用サイト「アフラックよりそうネット」ご契約内容のお知らせでご確認ください

**STEP ②** 新・旧の区分を選択し、本年中に支払った保険料(申告額)を記入する  
※「適用制度」欄が「新制度」の場合は「新」に○、「旧制度」の場合は「旧」に○。ただし、介護医療保険料は「新制度」のため、「区分」の選択は不要

一般申告額 は 一般の生命保険料 欄へ、  
介護医療申告額 は 介護医療保険料 欄へ、  
個人年金申告額 は 個人年金保険料 欄へ、それぞれ転記する

**STEP ③** 本年中に支払った保険料を「新旧区分」ごとに合計し、記入する

- 「新制度」の金額を合計し、A欄へ
- 「旧制度」の金額を合計し、B欄へ

**STEP ④** 保険料控除額を計算式を用いて計算し、記入する

- A欄の金額を「計算式Ⅰ(新保険料等用)」にあてはめて計算し、①欄へ  
ただし、40,001円以上でも最高40,000円
- B欄の金額を「計算式Ⅱ(旧保険料等用)」にあてはめて計算し、②欄へ  
ただし、50,001円以上でも最高50,000円

**STEP ⑤** 最終的な保険料控除額を記入する

- ①欄と②欄の合計を③欄へ  
ただし、40,001円以上でも最高40,000円
- ②欄と③欄のいずれか大きい金額を④欄へ

STEP①～STEP⑤は、**一般の生命保険料**・**介護医療保険料**・**個人年金保険料** ごとに同じ手順を繰り返かし、各区分ごと、「新制度」「旧制度」ごとに記入する

**STEP ⑥** 各区分(①②③)ごとの保険料控除を合計し、記入する  
ただし、合計が120,001円以上でも最高120,000円

## 申告書(記入例)

\*掲載日現在の申告書  
を対象に記載しています。

◆給与所得者の保険料控除申告書◆

保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間又は年金支払期間	保険等の氏名	保険金等の受取人		新・旧の区分	あなたが本年中に支払った保険料等の金額(分配を受けた後の金額)	給与の支払者の確認印		
				氏名	あなたの続柄					
アフラック	がん保険	終身	亜富楽太郎	亜富楽花子	妻	新・旧	12,000			
						新・旧				
						新・旧				
						新・旧				
(a)のうち新保険料等の金額の合計額		A	12,000	Aの金額を下計算式Ⅰ(新保険料等用)に当てはめて計算した金額		①	12,000	計(①+②)	③	12,000
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額		B	0	Bの金額を下計算式Ⅱ(旧保険料等用)に当てはめて計算した金額		②	0	②と③のいずれか大きい金額	④	12,000
アフラック	がん保険	終身	亜富楽太郎	亜富楽花子	妻		12,000			
(a)の金額の合計額		C	12,000	Cの金額を下計算式Ⅰ(新保険料等用)に当てはめて計算した金額		⑤	12,000			
アフラック	個人年金	10年	亜富楽太郎	亜富楽太郎	本人	新・旧	120,000			
						新・旧				
						新・旧				
(a)のうち新保険料等の金額の合計額		D	0	Dの金額を下計算式Ⅰ(新保険料等用)に当てはめて計算した金額		④	0	計(④+⑤)	⑥	40,000
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額		E	120,000	Eの金額を下計算式Ⅱ(旧保険料等用)に当てはめて計算した金額		⑤	50,000	⑤と⑥のいずれか大きい金額	⑦	50,000
計算式Ⅰ(新保険料等用)			計算式Ⅱ(旧保険料等用)			生命保険料控除額			計(⑦+⑧+⑨)	
A、C又はDの金額			控除額の計算式			B又はEの金額			控除額の計算式	
20,000円以下			A、C又はDの金額			25,000円以下			B又はEの金額	
20,001円から40,000円まで			A、C又はD×½+10,000円			25,001円から50,000円まで			B又はE×½+12,500円	
40,001円から80,000円まで			A、C又はD×¼+20,000円			50,001円から100,000円まで			B又はE×¼+25,000円	
80,001円以上			一律に40,000円			100,001円以上			一律に50,000円	
									<b>74,000</b>	
									<b>生命保険料控除額</b>	

## 生命保険料控除証明書

20××年 生命保険料控除証明書(一般・介護医療用)

適用制度: 新制度  
保険契約者: 亜富楽太郎様  
保険種類: 21世紀がん保険 終身  
証券番号: 9XXXXXXX  
契約日: 20XX年9月1日 払込方法: 月払  
被保険者: 亜富楽太郎様

一般生命保険料 (A)円	配当金(相当額) (B)円	一般生命控除額 (A)-(B)円
9,000	0	9,000
介護医療保険料 (C)円	配当金(相当額) (D)円	介護医療控除額 (C)-(D)円
9,000	***	9,000

＜ご参考＞証明年12月末時点のご申告予定額は以下のとおりです。

年間一般生命保険料 (a)円	配当金(相当額) (b)円	一般申告額 (a)-(b)円
12,000	0	12,000
年間介護医療保険料 (c)円	配当金(相当額) (d)円	介護医療申告額 (c)-(d)円
12,000	***	12,000

証明日 20××年 9月 10日  
証明日までのお申し込み状況を上記の通り証明いたします。  
当証明書は証明日時時点の情報で作成されています。

「一般」「介護医療」適用契約

「年金」適用契約

20××年 生命保険料控除証明書(個人年金用)

適用制度: 旧制度  
保険契約者: 亜富楽太郎様  
年金受取人: 亜富楽太郎様  
年金受取人生年月日: 20XX年9月20日  
年金種類: 確定  
年金支払期間: 10年  
年金支払開始日: 20XX年9月1日  
保険料払込期間: 17年  
証券番号: 5XXXXXXX  
契約日: 20XX年9月1日 払込方法: 月払

個人年金保険料 (A)円	配当金(相当額) (B)円	個人年金控除額 (A)-(B)円
90,000	***	90,000
一般生命保険料 (C)円	配当金(相当額) (D)円	一般生命控除額 (C)-(D)円
***	***	***

＜ご参考＞証明年12月末時点のご申告予定額は以下のとおりです。

年間個人年金保険料 (a)円	配当金(相当額) (b)円	個人年金申告額 (a)-(b)円
120,000	***	120,000
年間一般生命保険料 (c)円	配当金(相当額) (d)円	一般申告額 (c)-(d)円
***	***	***

証明日 20XX年 9月 10日  
証明日までのお申し込み状況を上記の通り証明いたします。  
当証明書は証明日時時点の情報で作成されています。

※ご契約を複数お持ちの場合等によって、イメージが異なります。

Affac アフラック

Affac アフラック